

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セルビア	ベオグラード国立劇場視聴覚機 材整備計画のための贈与に関す る日本国政府とセルビア共和国 政府との間の交換公文	ベオグラード国立劇場視聴覚機材整備計画を実施す るために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	46,400千円 H20.3.31まで	H19.6.28 ベオグラ ードで (同日)	日本側 長井忠在セルビア 大使 セルビア側 ミルコ・ツヴ ェトコヴィッチ財務大臣	H19.7.10 401号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。